

令和8年1月13日

国土交通省住宅局 御中

日本司法書士会連合会  
会長 小澤吉徳

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令案についての意見

当連合会は、標記について、次のとおり意見を申し述べる。

### 【意見】

原案に賛成する。

なお、改正法の施行に向けての措置を実効的なものとするために、マニュアル等をとおして、周知を図ることを要望する。

また、今般の施策によって新しくなった建物更新や建替え等については、今後の実務の集積において発見されるであろう課題や、実務上の問題点が発見された場合には、柔軟に見直しを図ることができる等の対応を求めるものである。

司法書士は、マンションの管理組合等が適切な管理を実施することができるよう、支援するための取組みを進めていく所存である。